

船舶所有者の皆様へ

厚生年金保険の保険料率の改定 平成24年9月分～

平成16年の法律改正により、厚生年金保険の保険料率は、平成29年9月まで、毎年、改定されることになっています。今回、改定された厚生年金保険の保険料率により「平成24年9月分(同年10月納付分)から平成25年8月分(同年9月納付分)まで」の保険料を計算してください。

保険料率の改定につきましては、被保険者の皆様にもお知らせいただきますようご協力をお願いします。

船員の被保険者の方 … 16.944%

(平成24年9月～)

17.192%

◆船員の方々へ通知等の励行

年金事務所から船員の方の被保険者資格の取得日・喪失日、標準報酬月額、標準賞与額の決定等について通知された場合は、法律によりその内容について船員の方に通知をしなければならないこととなっています。

また、船員保険の資格取得届提出時には、基礎年金番号の確認のため年金手帳の提出を求め、確認終了後には返付をお願いします。

被保険者証の早期発行にご協力ください

船員の方を採用したときや船員の方が退職したときは、すみやかに資格取得届または資格喪失届を管轄の年金事務所に提出してください。資格取得届・資格喪失届の早期提出が被保険者証の早期発行につながります。

※被保険者証については、提出された資格取得届に基づき全国健康保険協会において作成しています。また、資格喪失届が提出されていないと疾病任意継続被保険者の被保険者証を発行することができません。



日本年金機構

Japan Pension Service